

新しい福祉用具の「全国平均貸与価格」と 「貸与価格の上限」が公表されました



令和9年1月の貸与分から新たな価格が適用されます



(※すでに貸与中の既存商品には影響しません)

新商品の価格は「3ヶ月に1度」のサイクルで設定されます



実際の価格リストは以下の ウェブサイトで確認できます

厚生労働省ホームページ



公益財団法人テクノエイド協会



管内の市町村および福祉用具貸与事業者への 周知をお願いします



お問い合わせ先



電 話 : 03-5253-1111 (内線 3985)



メール : fukushiyougu@mhlw.go.jp